

中野区

2021年度

専門相談のご案内

☆暮らしの問題を解決するきっかけとして、法律などの専門家から助言を受けられます。
相談は面談により実施し、相談料は無料です。どうぞお気軽にご利用ください。

利用できる方

- ・中野区にお住まいの方は、全ての相談が利用できます。
- ・行政相談と人権擁護相談は、中野区に在勤、在学の方も利用できます。

申込方法

電話での予約が必要です。(窓口では受け付けていません)

★予約申込先 ☎ **03-3228-8802** (区民相談係)

★受付開始日 相談日の一週間前の同一曜日の午前9時から受付開始(先着順)

※受付開始日が祝日・休日の場合は、その翌日(平日)の午前9時から受け付けます。

相談場所

中野区役所1階 専門相談室(窓口番号1-20)

相談の休み

- ・祝日、休日、年末年始

相談時間25分以内！
費用は無料！秘密厳守！

＝ 相談を受けられる方へ ＝

◎感染症対策

- ◆ 電話予約後、発熱や風邪のような症状等、体調のすぐれない場合はご利用をお控えください。 その場合、お手数ですが、区民相談係あてにキャンセルの電話連絡をお願いいたします。
- ◆ 相談員はマスクを着用させていただきます。ご相談者におかれましても、必ずマスクの着用をお願いします。 また、専門相談室に入室の際には手指の消毒をお願いいたします。
- ◆ 3密対策として、相談利用は、原則、おひとりでお願いします。また、相談時間は25分以内とし、相談終了時には適宜、換気及び机・椅子等の消毒を行います。

◎ご注意

- ◆ 相談当日は、指定された時間の10分前にご来庁ください。その際には、お聞きになりたいことのメモ、関係資料等をお持ちください。また、指定時間にご来庁できなくなった場合や、時間に遅れる場合は相談開始時刻までに区民相談係へ、必ずお電話ください。
- ◆ 相談員に示談のあっ旋や仲裁、書類の作成などの依頼をすることはできません。
- ◆ 法律相談では、多くの皆様にご利用いただくため、同一案件の相談は、1年に1回しかお受けできません。また、係争中の事案やすでに弁護士に依頼済みの案件はお受けできません。
- ◆ 中野区ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg/> にも詳細を掲載していますのでご覧ください。

相談名	実施日時		定員	相談員	相談内容
法律相談	①	月曜日(第3日曜日の翌日の月曜日は実施しません)、 水曜日 午後1時～4時	12人	弁護士	相続や土地・建物、金銭貸借など日常生活における法律問題に関する事
	②	第3日曜日 午後1時～4時			
不動産相談	第1金曜日 第3・第4火曜日 午後1時～4時		6人	宅地建物 取引士	不動産の売買や賃貸借、更新等に関する事
登記相談	第2火曜日 午後1時～4時		6人	司法書士 土地家屋 調査士	建物の表示登記、土地の分筆、測量、不動産や法人の登記手続きに関する事
税務相談	第1火曜日 午後1時～4時		6人	税理士	相続税、贈与税、所得税事業税などに関する事
社会保険・ 労務管理相談	第3金曜日 午後1時～4時		6人	社会保険 労務士	年金、健康保険、雇用保険、労災保険、労働問題などに関する事
暮らしの手続と 書類の相談	第3金曜日 午後1時～4時		6人	行政書士	契約書、内容証明書、相続、遺言、外国人のビザ等の書類の作成方法や行政機関へ提出する書類の手続き方法に関する事
行政相談	第4金曜日 午後2時～4時		4人	行政相談 委員	国の仕事やサービス、各種手続きなどについての苦情、意見、要望に関する事
人権擁護相談	第1火曜日 午後1時～4時		6人	人権擁護 委員	いじめや言葉による暴力、差別、嫌がらせなど人権侵害に関する事

※ 実施日については、中野区ホームページに、

「中野区専門相談カレンダー」を掲載していますので、ご参照ください。

区[HP]は
こちら →



交通事故相談（中野交通事故相談所）について

交通事故に関する様々な相談は、一般財団法人 東京都交通安全協会が区役所の中で実施しています。

相談日時 月曜日～金曜日（午前8時30分から午後4時まで）

第3日曜日（午前9時から午後4時まで） ※要予約

相談方法 電話相談 03-3387-9241 来庁相談 中野交通事故相談所（中野区役所1階）

問合せ先 中野交通事故相談所 03-3387-9241 相談の受付は午前8時30分から午後4時まで